

高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画策定業務の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙仕様書を基準とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで（2 箇年）

(4) 予算額（契約限度額） 4,719 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

支払限度額

令和 6 年度（市民意識調査業務） 1,716 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 7 年度（計画策定業務） 3,003 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超える見積書を提出した場合は失格とする。

2. 参加条件

(1) 参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 高砂市契約規則（平成 7 年高砂市規則第 3 号）第 20 条第 2 項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ③ 高砂市指名停止基準（平成 6 年高砂市訓令第 13 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ④ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。
- ⑦ 人権に関する市民意識調査業務のほか、人権教育・啓発推進基本計画策定等の業務に従事した実績を有すること。
- ⑧ 業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

- ⑨ 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録していること。

※作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）を発注者に提出するものとする。

3. 選定方法

(1) 選定委員会の設置

受託者の選定のため、高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画策定業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 評価方法

選定委員会は以下の選定方法により選定する。

1次選考：提出書類の書類審査

2次選考：1次選考入選者に対し、プレゼンテーション及び選考委員の質疑により実施（プレゼンテーション30分、質疑10分程度）

4. 企画提案スケジュール

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの申込を希望する場合には、次のとおり別紙の参加表明書を提出するものとする。

① 提出期限

令和6年5月2日（木）午後5時必着

② 提出先

高砂市福祉部人権福祉室人権推進課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

③ 提出方法

「高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明書」に必要事項を記入の上、上記期日までにメールにて提出するものとする。（メールのタイトルは「高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明」とすること。）

(2) 参加申込書、企画提案書、見積書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、次のとおり参加申込書等を提出するものとする。

① 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時必着

② 提出先

高砂市福祉部人権福祉室人権推進課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

③ 提出書類

本要領5に記載

④ 提出方法

持参又は郵送（宅配便可）

郵送（宅配便）で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

※提出された書類は、審査結果にかかわらず返却しない。

(3) 1次選考

令和6年5月下旬予定

(4) 2次選考（1次選考入選者によるプレゼンテーション）

令和6年6月19日（水）

予備日：令和6年6月20日（木）予定

※時間、場所の詳細は、後日連絡する。

※総括責任者、業務担当（責任者、主担当者）は出席のこと。

※1次選考、2次選考の評価基準は別添のとおり

(5) 受託予定業者との随意契約

令和6年6月下旬

5. 提出書類

(1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）	1部
(2) 誓約書（様式第2号）	1部
(3) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書	1部
(4) 会社概要（様式任意）	6部
(5) 過去5年間の業務実績（様式第3号）、業務実績表（様式任意）	1部
(6) 本業務の実施体制（様式第4号）	1部
(7) 企画提案書（様式任意）	6部

A4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

- ① 表紙に「高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画策定業務 提案書」及び「会社名」を明記すること。
- ② 提案書は、市民意識調査業務と計画策定業務に分けて作成すること。
- ③ 市民意識調査や計画策定までに示された国指針等が本市想定を上回った場合は、国指針等を優先する内容であること。
- ④ 国の指針を参考とし、市民意識調査や計画策定の際に他に提案できる項目等について、その意図やメリット等を含め記載すること。
- ⑤ 個人情報の取扱について記載すること。
- ⑥ 業務委託仕様書の各項目について記載すること。
- ⑦ 提案書には、以下の事項について記載すること。

〈市民意識調査業務〉

- ・市民意識調査業務にあたっての基本的な考え方
- ・各業務の手順、実施方法、実施内容に関する提案（特記仕様書に基づく）
- ・業務スケジュール
- ・高砂市が協力する事項
- ・その他PR及び独自提案

〈計画策定業務〉

- ・計画策定業務にあたっての基本的な考え方
- ・基本方針で高砂市が目指すべき内容・方向性
- ・計画素案の構成と内容
- ・各業務の手順、実施方法、実施内容に関する提案（特記仕様書に基づく）
- ・業務スケジュール
- ・高砂市が協力する事項
- ・その他PR及び独自提案

(8) 見積書及び内訳書（様式任意） 正本1部、複製5部

- ① 積算根拠を明らかにすること。
- ② 見積書には人件費、物件費その他の諸経費を含む。
- ③ 見積書には社印及び代表者印を押印すること。

(9) JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書（コピー可） 1部

6. 質疑応答について

実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合には、質疑書（様式第5号）により以下の期日までにメールにて提出するものとする。（メールのタイトルは「高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画策定業務に関する質疑について」とすること。）

なお、回答に関しては、質問者に対しメールで回答を行うほか、市ホームページに公開する。

質疑提出期限 令和6年5月 2日（木）午後5時
 回答日（予定） 令和6年5月10日（金）

7. 結果通知

選考結果については、後日参加者全員に通知する。

8. その他

- (1) 受託者選定における会議は非公開とし、会議内容、評価内容についても公表しない。
- (2) 提出書類のうち、応募者の信用情報、ノウハウ等が含まれるもの以外については、公表する場合がある。
- (3) 本プロポーザル実施に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

[提出先・問合せ先]

高砂市福祉部人権福祉室人権推進課

担当者：藤田

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話：079-443-9060（直通）

FAX：079-443-3144（代表）

E-mail：tact2551@city.takasago.lg.jp